

確認書（申立人用）

後見，保佐又は補助開始を申し立てる方には，申立書を提出する前に，以下の事項を確認していただいています。異存がなければ，この書面に署名捺印して申立て書類と一緒に提出してください。

確 認 事 項

- 1 家庭裁判所は，本人の資産状況等を総合的に考慮した上で，誰を後見人（保佐人，補助人）にするか判断します。家庭裁判所が，申立書記載の後見人等候補者以外の第三者を選任するのを相当と判断した場合には，申立書記載の候補者は選任されません。
- 2 専門職（弁護士，司法書士，社会福祉士等）を後見人等又は後見等監督人に選任した場合には，家庭裁判所の報酬付与の審判に基づき，本人の財産の中からその報酬を支払う必要が生じます。
- 3 後見等開始の申立書を一度提出すると，家庭裁判所の許可を得なければ，その申立てを取り下げることができなくなります（たとえば，申立人の意に反して候補者以外の第三者後見人（保佐人，補助人）が選任される見込みとなったことや，後見等監督人が選任される見込みとなったことを理由とする取下げは，許可をすることができないと考えられています。）。

また，後見等開始の審判がされた後は，申立ての取下げはできません。

- 4 家庭裁判所が，本人の精神状況に関する鑑定を必要と判断した場合には，申立人には，鑑定費用として相当額を予納していただくとともに，鑑定のための本人の通院等に協力していただくことになります。

上記1から4までをすべて確認しましたが，その内容に異存はありません。

平成 年 月 日

申 立 人 _____ ⑩